

町道民税
所得税申告は3月15日まで！
申告相談のお知らせ■問い合わせ先
財政課
税務グループ

今年も、町民の皆様の利便性を考慮し、所得税・町道民税の申告受付窓口を設けましたので、下記の日程表により指定された会場で申告してください。

※2月10日から2月28日までは役場に申告にお越しになられても、申告の受付はできませんので、必ず決められた会場で申告してください。

※該当する地区以外での申告を希望される方は、前日までにご連絡願います。

● 申告相談日程表 ●

受付日	曜日	地区名	受付時間	受付会場
2月10日	木	神明・膳棚・湯ノ岱	午前9時30分～午前11時30分	湯ノ岱地区集会所
14日	月	宮越・早瀬		宮越地区農業担い手センター
15日	火	桂岡	午前9時30分～午前11時00分	桂岡生活改善センター
16日	水	小森		小森生活改善センター
		豊田	午後1時00分～午後2時30分	豊田生活改善センター
17日	木	木ノ子	午前9時30分～午前11時30分 午後1時00分～午後3時00分	木ノ子児童館
		小安在		
18日	金	原歌	午前9時00分～午前10時00分 午前10時30分～午前11時30分	原歌生活改善センター 大崎生活改善センター
		大崎		
21日	月	中須田1・2区	午前9時30分～午後2時00分	ゆいっこハウス
22日	火	中須田3・4区		
24日	木	扇石	午前9時30分～午前11時00分 午後1時00分～午後3時00分	扇石地区多目的集会施設 ひやま漁協上ノ国支所 会議室
		汐吹		
25日	金	石崎	午前9時30分～午前11時30分	石崎地区集会施設
28日	月	小砂子	午前9時30分～午前11時00分	小砂子へき地保健福祉館
3月1日	火	新村・向浜	午前9時30分～午後2時00分	役場1階 会議室
2日	水	北村・内郷		
4日	金	上ノ国		
7日	月	大留		
8日	火			
11日	金	中央区・中崎		

◎申告する方は次の書類をお忘れなくお持ちください！

- ①給与源泉徴収票
- ②所得の計算に必要な帳簿・書類等
- ③令和3年中に支払った医療費控除の明細書および医療費通知書、もしくは医療費の領収書
※特例を選択される方は、医療費の購入明細をお持ちください。
- ④生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ⑤マイナンバーカードの写し

もしくはマイナンバーが記載された住民票等の写しと身元確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し

※申告にはマイナンバーが必要です！マイナンバーを記載した際には、身元確認を実施します。身元確認がとれない場合は、申告を受付できない場合がありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

収入が無い方・扶養家族となっている方でも、
所得証明が必要な方は申告が必要となります。

所得証明は児童手当・年金の免除・公営住宅の申請などいろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告してください。

国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告書を提出されない方は、町道民税の申告を必ず行ってください。申告がなされない場合は低所得者の軽減措置が適用されない場合もありますのでご了承ください。



上ノ国町民憲章（昭和47年8月14日制定）

わたくしたちは、北海道夜明けの地に生きる上ノ国町民であることに誇りをもち、祖先の偉業を受けつぎ、恵まれた大自然を愛し、町民一人ひとりが自覚と責任をもって、調和のある明るい町づくりにつとめます。

1. 健康で明るく、しごとにはげみ、住みよい町をつくりましょう。
2. 生産のくふうにつとめ、力を合わせ、豊かな町をつくりましょう。
3. きまりを守り、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう。
4. 自然を愛し、文化を育て、希望にみちた町をつくりましょう。
5. 老人をうやまい、子供の夢をのびし、楽しい町をつくりましょう。

